

教育職員免許状取得の方法

教員の養成の目標

心理学部の「こころを探り、人を支える」というテーマのもと、教育発達学科では「教育発達学の視点からの教育実践力、及び発達支援力のある人材の育成」を教育目標に掲げている。「教育発達学」は、発達や障害に関するメカニズムの理解を基礎とした上で、系統的な教育システムのあり方について分析的・科学的に探求する教育学、心理学、障害科学を融合した学問である。そこで本学科では、人間の生活全体を視野に入れ、教育発達学を基礎として、多様な現場での体験活動を通して、生涯発達における学校との接点を実践的に学び、現代の子どもをめぐる心理的課題に適切に対処できる教育の原理と方法を学修し、学校教育や生涯学習の場における高い教育実践力、及び発達支援力を身に付けることを目指している。

1. 教育職員免許状

教育職員免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状に大別される。

① 普通免許状

普通免許状は専修免許状（大学院修了等）、一種免許状（4年制大学卒業）、二種免許状（短大卒業）に区分されており、すべての都道府県において効力を有する。

② 特別免許状

特別免許状は大学で教職課程を履修していなかったが、社会人となってから職場などで専門的知識・技能などを身につけた者に対して授与される免許状である。

(本学学生は対象外)

③ 臨時免許状

臨時免許状は、その免許状の授与を受けたときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する臨時的な免許状である。

(本学学生は対象外)

※ 本学学生が対象とする免許状は、①の普通免許状である。

※ 授与される①普通免許状②特別免許状は、有効期間10年である。

2. 免許状の種類と教科

本学科で取得できる教育職員免許状の種類と教科は、次のとおりである。

- ・ 小学校教諭一種免許状
- ・ 幼稚園教諭一種免許状
- ・ 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する領域）
（肢体不自由者に関する領域）
（病弱者に関する領域）

副免許制度を利用することで取得できる教育職員免許状の種類と教科は、以下のとおりである。

- ・ 中学校教諭二種免許状（英語）

- (注) 1. 高等学校の教育職員免許状の教職課程は開設していない。
2. 本学の特別支援学校教諭一種免許状は「視覚障害に関する領域」、「聴覚障害に関する領域」の2領域を有していない。
3. 特別支援学校教諭一種免許状、中学校教諭二種免許状（英語）を取得するには、小学校教諭一種免許状を取得する必要がある。
4. 副免許制度の利用にあたっては、さまざまな条件や制約がある。

3. 免許状取得のための要件

教育職員免許状を取得するための必要な要件は、次のとおりである。

1. 小学校教諭一種、幼稚園教諭一種

	小学校教諭一種	幼稚園教諭一種
教育の基礎的理解に関する科目	31 単位	25 単位
教科及び教科の指導法に関する科目（小） 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼）	32 単位	26 単位
文部科学省令で定める科目 教員免許法施行規則第 66 条の 6 に関する科目 (P.104)	日本国憲法 体 育 外国コミュニケーション 情報機器の操作	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位
基礎資格	学士の学位を有すること（4 年制大学卒業）	

- 注 1. 小学校一種免許状を取得する場合、上記に加えて介護等体験を行うことが必要である。(P.98 参照)
2. 法令が定める「教育の基礎的理解に関する科目」の最低習得単位数は小学校教諭一種 27 単位、幼稚園教諭一種 21 単位であるが、本学は、それぞれ上表の通りで認定を受けている。
3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低習得単位数は小学校教諭一種 30 単位、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の最低習得単位数は幼稚園一種 16 単位であるが、本学は、それぞれ上表の通りで認定を受けている。

2. 特別支援学校教諭一種

	特別支援学校教諭一種 (知的障害者に関する領域) (肢体不自由者に関する領域) (病弱者に関する領域)
特別支援教育に関するページ (P.107)	29 単位
基礎資格	<ul style="list-style-type: none"> ・学士の学位を有すること (4 年制大学卒業) ・小・中・高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること

注 1. 本学科では特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合は、小学校の免許状取得のための履修と平行して履修すること。

(すなわち、普通免許状が取得できなければ、特別支援学校教諭一種免許状を取得することはできない。)

2. 法令が定める「特別支援教育に関する科目」の最低習得単位数は 26 単位であるが、本学は、それぞれ上表の通りで認定を受けている。

4. 履修上の注意

1. 卒業要件と教育職員免許状の取得要件は異なる。また科目を履修するにあたっては、履修条件が付されている場合があるので、「教育発達学科 履修の方法」を参照すること。
2. 卒業要件と教育職員免許状取得要件の科目が重複している場合は、両方に共通して使用することができる。
3. 同一曜日に白金校舎、横浜校舎それぞれの履修を行う場合は、履修登録上の条件があるので注意すること。
4. 中学校教諭二種免許状（英語）取得のためには、小学校教諭一種免許状の取得が前提であり、教育発達学科の科目以外に、教職課程、英文学科が開講する科目の単位を修得しなければならない。取得を希望するものは、「8. 中学校教諭第二種免許状（英語）の取得について」を参照すること。また、説明会や配布資料等とおして正しい理解が必要である。

5. 介護等体験

1997年 6月18日、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が公布され、1998年 4月 1日から施行された。そのため本学で小学校教員免許状を取得するためには、「免許状取得のための要件」に加えて、介護等体験を行うことが必要である。

介護等体験の概要は、以下のとおりである。

1. 立法の趣旨

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、当面、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得志願者に、介護等の体験を行わせること。(法律第1条)

2. 介護等体験の内容

障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの人々との交流等の体験(法律第2条)

3. 介護等体験の実施設

- ・特別支援学校
- ・文部科学省令で定められた社会福祉施設、文部科学大臣告示で指定された施設

4. 介護等体験の期間

文部科学省令により7日間と定められ、社会福祉施設等で5日間、特別支援学校で2日間行うことが、モデルケースとされている。

5. 介護等体験の適用対象者

小学校教員免許状取得希望の学生が対象である。中学校教諭二種免許状(英語)取得希望者がこれと別に介護等体験を行う必要はない。

6. 介護等体験の実施時期

教育発達学科では、介護等体験を通して学んだことを教育実習でも活かせるように、教育実習を行う前年度(3年次)に介護等体験を実施するように定めている。

※ 2年次生以上対象介護等体験オリエンテーション(体験前年度の秋学期に実施予定)に出席し、希望登録をおこない、所定の申込手続きをとることが必要である。

7. 教員免許状申請に係る手続

「3」で示した社会福祉施設等及び特別支援学校の長が、介護等体験を行った旨の証明書を発行する。免許状を申請するにあたり、この証明書を都道府県教育委員会に提出することとなる。

6. 教育実習

教育実習とは

教育実習は、教育職員免許状取得のために必要であり、大学の授業と教育実習校・園（以下、実習校・園とする）で行う実習によって構成されています。本学では、「教育実習1」「教育実習2」「特別支援学校教育実習」という通年科目がこれに当たり、4年次（最終学年次）において履修します。なお、実習校・園での実習期間は、2週間から4週間程度となります。

教育実習の事前・事後に、各種オリエンテーション・説明会が開催されます。以下にある実習の前提となる履修要件を満たすことの他に、これらに出席し、課題や各種書類の提出など必要な手続きを各自で行うことが単位修得のために必要です。

また3年次に行われる介護等体験は、小学校教員免許取得のための必須条件です。オリエンテーションなどは2年次から開催されます。これらに出席し、課題や各種書類の提出などの諸手続きを終えていない場合は、教育実習に関する科目を履修することができない場合があります。

履修する科目について

取得を希望する免許状によって、必要となる教育実習が異なります。本学では、それぞれの免許状に必要とされる資質に対応した教育実習科目を修得することが必要であると考えており、

小学校教諭一種免許状	⇒	教育実習1
幼稚園教諭一種免許状	⇒	教育実習2
特別支援学校教諭一種（知・肢・病）	⇒	教育実習1+特別支援学校教育実習

の履修を課しています。

ただし、「小学校教諭一種免許状にさらに幼稚園教諭一種免許状も取得したい」「幼稚園に就職を希望しているが、小学校教育についても学んで免許を取得したい」という場合は、必ずしもこの通りではありません。基本的には教育実習1か教育実習2のどちらかを履修し、その単位を修得することで免許を取得することが可能です。

7の「教員免許を取得するために」をしっかりと読んでください。

事前指導・事後指導

「教育実習1」「教育実習2」「特別支援学校教育実習」には、事前指導と事後指導が含まれています。

- 事前指導は、実習に向うに当たり必要な事柄を学ぶ機会
- 事後指導は、実習を振り返り将来教員になるためにさらに深める必要がある課題を見つけ、それに取り組む準備をする機会

これらは、4年次の「教育実習1」「教育実習2」「特別支援学校教育実習」の授業時間外に設定される場合がありますので、学科掲示板などで確認し、必ず出席してください。事前指導・事後指導に出席しない場合は、実習の単位を修得することはできません。

実習校・園での実習

実習校・園での学びは、担当教諭の指導により学習指導案の作成や実際の授業を行うことを中心に、様々な活動が含まれています。特別活動などにも積極的に参加し、幼児・児童・生徒の理解に努めることが重要です。

また、実習校・園での活動は、その内容を「教育実習の記録」に記入し、担当教諭に提出して指導を受けることとなります。その日の活動を反省し、向上するための大切な資料なので、しっかりと記入してください。

教育実習の評価

「教育実習1」「教育実習2」「特別支援学校教育実習」の成績は、実習校・園の担当教諭と学校長・園長からの実習に対する評価、事前指導・事後指導での取り組みなどから、大学として総合的に判断します。

実習の前提条件

それぞれの教育実習を履修するためには、3年次終了までに下表の科目の単位を修得していることが必須となります。また特別支援学校教諭の免許取得に必要となる「特別支援学校教育実習」を受講するためには、関連科目の単位を修得しているだけでなく、「教育実習1」を履修するための条件を満たしていることが必要となります。履修年次などを確認し、各自で学習計画をしっかりと立ててください。

<教育実習1（小学校）>（（ ）内は単位数）

教育実習1を受講するためには、次の条件を満たしていること。

- ・ 次の科目を必ず単位修得していること
 - 小学校教育授業研究（1）
 - 教育発達学方法論（体験活動）A（1）
 - 教育発達学方法論（体験活動）B（1）
- ・ 次の科目より、**いずれか1科目2単位以上**を修得していること
 - 教職概論（2）
 - 教育の制度と経営（2）
- ・ 次の科目より、**いずれか2科目4単位以上**を修得していること
 - 教育心理学（2）
 - 生涯発達心理学（乳幼児・児童）（2）
 - 教育相談の理論と方法（2）
- ・ 次の**教科の指導法**より、**4科目8単位以上**を修得していること
 - 国語科指導法（2）
 - 社会科指導法（2）
 - 算数科指導法（2）
 - 理科指導法（2）
 - 生活科指導法（2）
 - 音楽科指導法（2）
 - 外国語（英語）指導法（2）
 - 図画工作科指導法（2）
 - 家庭科指導法（2）
 - 体育科指導法（2）

<教育実習2（幼稚園）>（（ ）内は単位数）

教育実習2を受講するためには、次の条件を満たしていること。

- ・ 次の科目は**すべて**単位を修得していること
 - 保育内容研究（1）
 - 音楽実技1（1）
 - 教育発達学方法論（体験活動）A（1）
 - 教育発達学方法論（体験活動）B（1）
 - 保育内容総論（2）
- ・ 次の科目より、**いずれか1科目2単位**を修得していること
 - 教職概論（2）
 - 教育の制度と経営（2）
- ・ 次の科目より、**いずれか2科目4単位以上**を修得していること
 - 教育心理学（2）
 - 生涯発達心理学（乳幼児・児童）（2）
 - 教育相談の理論と方法（2）
- ・ 次の**保育の指導法**より、**3科目6単位以上**を修得していること。ただし、○印の付いた科目の**いずれか1科目2単位以上**を修得していること。
 - 保育内容（健康）（2）
 - 保育内容（環境）（2）
 - 保育内容（人間関係）（2）
 - 保育内容（言葉）（2）
 - 保育内容（音楽表現）（2）
 - 保育内容（造形表現）（2）

＜特別支援学校教育実習＞（（ ）内は単位数）

特別支援学校教育実習を受講するためには、**教育実習1の前提条件を満たした上で、次の条件を満たしていること。**

- ・ 次の科目は**すべて**単位を修得していること
 - 特別支援教育学総論（2）
 - 知的障害の病理（2）
 - 特別支援教育授業研究（1）
- ・ 次の科目より、**いずれか1科目2単位以上**を修得していること。
 - 病弱の心理・生理・病理（2）
 - 肢体不自由の心理・生理・病理（2）
- ・ 次の科目より、**いずれか2科目4単位以上**を修得していること。
 - 知的障害者教育課程論（2）
 - 知的障害者指導論（2）
 - 肢体不自由者教育論（2）
 - 障害児教育相談とアセスメント（2）
- ・ 次の科目より、**いずれか2科目4単位以上**を修得していること。ただし○印の付いた科目から**1科目2単位以上**を修得していること。
 - 視覚障害教育総論（2）
 - 聴覚障害教育総論（2）
 - 障害児・者心理学（コミュニケーション）（2）
 - 障害児・者心理学（学習）（2）

また、これらの科目は教育実習を履修するために必要な要件であり、教員免許取得に必須となる科目は他にもあります。希望する免許の種類と必要な科目を確認し、単位を計画的に修得してください。

7. 教員免許を取得するために

履修することが必要な科目

教員免許を取得するためには、所定の科目を履修し、その単位を修得していることが必要です。この科目は、取得しようとする教員免許によって異なります。また、これらの科目の他に文部科学省令で定める科目（教員免許法施行規則第66条の6に関する科目）があります。

本学心理学部教育発達学科では、各教員免許で以下の通り修得すべき科目を定めているので、学習計画を立てる際の参考にしてください。

文部科学省令で定める科目（教員免許法施行規則第66条6に関する科目）

文部科学省令で定める科目	本学における開講科目	配当年次	単位	法令上必要な単位数
日本国憲法	日本国憲法	1	2	2
体育	体育	2	2	2
外国語コミュニケーション	※英語コミュニケーション1A ※英語コミュニケーション1B ※英語コミュニケーション2A ※英語コミュニケーション2B	1 1 1 1	1 1 1 1	2
情報機器の操作	※コンピュータリテラシー1 ※コンピュータリテラシー2	1 1	2 2	2
	合計		12	8

- ・「日本国憲法」は、学科科目「日本国憲法」を修得すること。
- ・「体育」は、学科科目「体育」を修得すること。
- ・※印は選択必修科目である。下記に従って履修すること。
 - ①「外国語コミュニケーション」は、明治学院共通科目「英語コミュニケーション1A、1B、2A、2B」より2科目2単位以上修得すること。
 - ②「情報機器の操作」は、明治学院共通科目「コンピュータリテラシー1、2」より1科目2単位以上修得すること。

7.1. 小学校教諭一種免許状

免許法施行規則事項に規定する科目区分等		開講科目	配当年次	単位	法令上必要な単位数	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	1	2	10	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容	教職概論	1	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育の制度と経営	2	2		
	幼児児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	1	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	2		
	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程編成論	2	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	3	2	10	
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	2		
	特別活動の指導法	特別活動の指導法	2	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	1	2		
	生徒指導の理論及び方法/進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導の理論と方法	3	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法	3	2		
教育実践に関する科目	教育実習	※教育実習 1	4	5	5	
		※教育実習 2	4			
	教職実践演習	教職実践演習（幼・小）	4	2	2	
領域及び教科の指導法に関する科目	国語（書写を含む）	国語	1	2	30	
	社会	☆社会	2	2		
	算数	算数	1	2		
	理科	理科	1	2		
	生活	☆生活	1	2		
	音楽	音楽	1	2		
	図画工作	図画工作	1	2		
	家庭	☆家庭	2	2		
	体育	体育	2	2		
	外国語	☆外国語	2	2		
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	国語科指導法		3		2
		社会科指導法		3		2
		算数科指導法		3		2
		理科指導法		2		2
		生活科指導法		2		2
		音楽科指導法		3		2
図画工作科指導法			2	2		
家庭科指導法			2	2		
体育科指導法			2	2		
外国語（英語）指導法		3	2			
大学が独自に設定する科目（※法令が定める最低修得単位数を超えて修得した単位を充てる）				※	2	
合計（選択科目以外の科目）				63	59	

- ・ ☆印は選択科目である。
- ・ ※印は選択必修科目である。下記に従って履修すること。
 - ① 小学校免許を主免許として幼稚園を取得するものは「教育実習 1」を修得すること。
 - ② 幼稚園免許を主免許とするものは「教育実習 2」を修得すること。
 - ③ 「教育実習 1」と「教育実習 2」はいずれか 1 科目のみで、免許を取得することができる。ただし、特に希望する者に限り 2 科目の履修を認めることがある。
- ・ 法令が定める小学校教員免許の最低修得単位数は 59 単位であるが、本学は 63 単位で課程認定を受けている。

7.2. 幼稚園教諭一種免許状

免許法施行規則事項に規定する科目区分等		開講科目	配当年次	単位	法令上必要な単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	1	2	10
	教職の意義及び教員の役割・職務内容	教職概論	1	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育の制度と経営	2	2	
	幼児児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	1	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	2	
	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程編成論	2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む)	教育方法論	1	2	4
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法	3	2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と方法	3	2	
教育実践に関する科目	教育実習	※教育実習 2	4	5	5
		※教育実習 1	4		
	教職実践演習	教職実践演習(幼・小)	4	2	2
領域及び保育内容の指導法に関する科目	国語	国語	1	2	16
	算数	算数	1	2	
	生活	生活	1	2	
	音楽	音楽	1	2	
	図画工作	図画工作	1	2	
	体育	体育	2	2	
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容総論	2	2	
		保育内容(健康)	2	2	
		保育内容(人間関係)	3	2	
		保育内容(環境)	3	2	
保育内容(言葉)		3	2		
保育内容(音楽表現)	3	2			
保育内容(造形表現)	3	2			
大学が独自に設定する科目(法令が定める最低修得単位数を超えて修得した単位を充てる)				※	14
合計				51	51

・※印は選択必修科目である。下記に従って履修すること。

- ①幼稚園免許を主免許として小学校を取得するものは「教育実習 2」を修得すること。
- ②小学校免許を主免許とするものは「教育実習 1」を修得すること。
- ③「教育実習 1」と「教育実習 2」はいずれか 1 科目のみで、免許を取得することができる。ただし、特に希望する者に限り 2 科目の履修を認めることがある。

7.3. 特別支援学校教諭一種（知・肢・病）

免許法施行規則に規定する科目区分		中心となる領域	含む領域	開講科目	配当年次	単位	法令上必要な単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目				特別支援教育学総論	2	2	2
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的		知的障害の病理	2	2	1
		肢体不自由	病弱	肢体不自由の心理・生理・病理	3	2	1
		病弱		病弱の心理・生理・病理	3	2	1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的	肢体不自由	知的障害者教育課程論	3	2	2
			病弱	☆知的障害者指導論	3	2	
				障害児教育相談とアセスメント	3	2	
		肢体不自由	病弱	肢体不自由者教育論	3	2	2
病弱	肢体不自由	病弱教育総論	3	2	2		
知的	肢体不自由	☆知的障害教育学総論	3	2	—		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚		聴覚障害教育総論	2	2	5
		重複・LD等	視覚	障害児・者心理学（コミュニケーション）	2	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚		視覚障害教育総論	2	2	
		重複・LD等	聴覚	障害児・者心理学（学習）	2	2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習				特別支援学校教育実習	4	3	3
合 計（選択科目以外の科目）						27	26

- ・ ☆印は選択科目である。
- ・ 『中心となる領域』『含む領域』については、一部を省略して掲載している。
- ・ 法令が定める『特別支援教育に関する科目』の最低修得単位数は26単位であるが、本学は27単位で課程認定を受けている。

8. 中学校教諭二種免許状（英語）の取得について

教育発達学科では、副免許制度を利用して中学校教諭二種免許状（英語）（以下「中学校英語免許」と呼びます。）を取得することができます。これは、小学校教諭一種免許状（以下「小学校免許」と呼びます。）を取得する教育発達学科生が、英文学科・教職課程で開講している科目を修得することで、同時に中学校英語免許を取得するものであり、学科で許可した一部の学生に限り必要な科目の履修を認める、特別な制度です。

副免許制度への参加を認められた学生が履修を開始するのは、2年次からとなります。

1. 免許状取得に必要な科目と単位

副免許による中学校英語免許の取得に当たっては、法令をもとに、教育発達学科で小学校免許を取得するために修得する単位の一部を流用して中学校英語免許に必要な単位を軽減しています。逆にまた、同じような講義内容であっても、法令により単位修得が義務付けられている科目もあります。

小学校免許を取得できなかった場合は、小学校免許が取得できた場合に認められる流用であるため、この制度のすべての科目を修得していても中学校免許は取得できません。

中学校英語免許取得に必要な科目は、上記の流用をすることで軽減されて、下表のとおり英文学科の学科科目と教職課程の中学校教諭免許状取得のための開講科目から、**合計 32 単位**の修得が必要になります。また、配当年次欄は、英文学科と教職課程の配当年次であり、教育発達学科の学生が実際に履修する年次は異なる場合があります。

免許法施行規則に定める科目区分		科目名	単位数	配当年次
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	英語学概論 A	2	2
		英語学概論 B	2	2
		英文法 A	1	1
		英文法 B	1	1
	英語文学	※イギリス文学概論 A	2	1
		※イギリス文学概論 B	2	1
		※アメリカ文学概論 A	2	1
		※アメリカ文学概論 B	2	1
	英語コミュニケーション	Listening and Speaking A	1	2
		Listening and Speaking B	1	2
		※Listening and Pronunciation A	1	1
		※Listening and Pronunciation B	1	1
		※Writing A	1	1
		※Writing B	1	1
		※Reading A	1	1
		※Reading B	1	1
	異文化理解	異文化理解 1	2	2
	教科の指導法	英語科指導法 1	2	3
		英語科指導法 2	2	3
英語科指導法 3		2	2	
英語科指導法 4		2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	※道徳教育の理論と方法	2	2
	特別活動の指導法	※特別活動の理論と方法	2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	※生徒・進路指導の理論と方法	2	2
教育実践に関する科目		教育実習	3	4
		合 計	32	

・※印は選択必修科目である。下記に従って履修すること。

- ① 「イギリス文学概論 A・B」、「アメリカ文学概論 A・B」、「Listening and Pronunciation A・B」、「Writing A・B」、「Reading A・B」については、A か B のいずれか 1 単位を修得しなければならない。

- ②「道徳教育の理論と方法」、「特別活動の理論と方法」、「生徒・進路指導の理論と方法」の3科目のうち、2科目4単位を修得しなければならない。

2. 免許状取得の対象および選抜方法

対象：2年次から国際教育コースに属する学生

免許取得の前提条件：小学校教諭一種免許状の取得が前提であり、中学校教諭二種免許状のみの取得は不可

選抜方法：中学校教諭二種免許状（英語）取得のための科目を受講できるのは、次の①と②の方法によって選抜された者のみです。選抜基準をクリアできなかった者の受講は認められません。

① 書類審査

- ・次に掲げる1年次必修科目をすべて修得していること

＜学科必修科目＞

教育発達学概論A・B、心理学総論、教育原論、国語、算数、多文化共生教育、特別支援教育論

＜小学校免許必修科目＞

日本国憲法、コンピュータリテラシー（1or2）、教職概論、教育方法論

＜明治学院共通科目必修科目＞

英語コミュニケーション1A・1B・2A・2B、初習語1A・1B・2A・2B

- ・1年次春学期までの総合GPAが原則2.0以上であること。2.0未満の者については、面接等も含めて学科が総合的に判断します。
- ・TOEFLスコア

② 面接試験

原則として、副免許制度参加後の辞退は認められません。但し、総合GPAが2.0未満になるなど、学生の学修状況次第では、2年次以降、学科が副免許状取得に向けた履修の継続を取り消す場合があります。

3. 中学校教諭二種免許状（英語）の履修者選抜に関するスケジュール

1年次 4月：オリエンテーション時に中学校教諭二種免許状（英語）について説明

5月：教育発達学概論の授業時に副免許状について説明

11月：教育発達学概論でのコース説明の一部として、中学校教諭二種免許状（英語）取得について説明

1月下旬～2月：面接試験

3月：合格者決定

3月下旬：中学校教諭二種免許状（英語）履修者へのオリエンテーション（横浜教務課）

4. 年間履修制限単位数の特例

上記1の表に記載された科目を履修する場合、16単位を限度として、学科で定める年間履修制限単位数に加えて履修することができます。

5. 「教育実習」（中学校等での実習）

「教育実習」は教育発達学科の教育実習とは別の科目であり、以下の履修の前提条件と付帯条件があります。

- ① 前年度末までに『教職に関する科目』の「英語科指導法1」および「英語科指導法2」を修得すること。
- ② 「教育実習1」（小学校での実習）を履修中であること。
- ③ 自分で教育実習校を確保して、その内諾を得ていること。

6. その他

副免許制度参加に伴う費用としては、教育実習を中学校等でも行うことになるので、「教育実習登録料（中学校・高等学校）」（¥8,000）を実習前年度での納入が必要です。また、小学校と同様に、実習校での諸費用（交通費、教

材費など) および実習校への謝礼金なども必要に応じて負担することになります。

また、実際に中学校英語免許を目指すことが決定した学生には、履修指導を始めとして教育実習校の確保など様々な注意事項を説明する会が設けられるので、欠かさず出席しなければなりません。

9. 学校図書館司書教諭について

学校図書館司書教諭とは

学校図書館法で定められた、学校図書館の専門的職務を担う教員です。具体的には教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に関する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担います。学級数が合計 12 学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければなりません。

学校図書館司書教諭資格の取得のために履修することが必要な科目

学校図書館司書教諭の資格を取得するためには、下表の科目をすべて履修し、修得しなければなりません。

開 講 科 目	単 位 数
学 校 経 営 と 学 校 図 書 館	2
学 校 図 書 館 メ デ ィ ア の 構 成	2
学 習 指 導 と 学 校 図 書 館	2
読 書 と 豊 かな 人 間 性	2
情 報 メ デ ィ ア の 活 用	2
合 計	10

10. 教育職員免許状の授与申請

免許状を取得するには、授与権者である都道府県の教育委員会に申請する必要がある。授与申請には以下の二つの方法がある。

一括申請

本学が東京都教育委員会に教育職員免許状の授与申請を一括して代行申請する方法。

卒業見込みの4年次生は、免許状を取得するために必要な単位を修得見込みの場合、一括申請の申し込みができる。

申請希望者は、「教育職員免許状一括申請説明会」に出席し、申し込みの手続きをすること。説明会は3月下旬に実施される。説明会欠席の場合は、一括申請はできない（個人申請となる）。

個人申請

卒業後に、本人が居住する都道府県の教育委員会に免許状の授与申請を行う方法。

11. 教員採用試験

1. 公立学校の教員になるには

都道府県等の教育委員会で実施する教員採用試験に合格しなくてはならない。試験時期は例年7月頃に行われるが、地方ごとに統一して行われる。この試験に合格すると教員採用候補者名簿に登載され、欠員を補充する形で採用されることになる。

東京都公立学校教員採用試験要項はキャリアセンターで配布（例年4月下旬、掲示板を確認すること）、その他の道府県については各教育委員会に問い合わせること。

2. 私立学校の教員になるには

(1) 私立学校の求人直接応募する。

(2) 希望する都道府県の私学協会（東京私立初等学校協会、神奈川県私立小学校協会など）の委託制度に登録する。

12. そ の 他

科目等履修生による教育職員免許状の取得方法

卒業までに教育職員免許状取得のために必要な科目の単位を修得できなかった場合は、本学科卒業後科目等履修生として不足単位を修得することで、免許状を取得することができる。

※ 科目等履修生の出願書類は、毎年3月上旬に教務部窓口にて配布する。

教員免許更新制度

2009年4月1日以降に授与される普通免許状または特別免許状の有効期間は、所要資格を得てから10年後の年度末までとなる。有効期間満了日の2年前から満了日（修了確認期限）までに大学などが開設する30時間の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者（教育委員会）にて修了確認を受けることで免許状が更新される。

更新講習の主な受講対象者は、①現職教員②教員採用内定者③教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者④過去に教員として勤務した経験のある者、となっている。

受講対象者であるか否かにかかわらず、更新講習を受講・修了しなかった場合は失効することになるが、免許状を返納する必要はない。更新講習を受講・修了することによって、有効な免許状を再び取得することができる。また、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にするものではない。よって、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載は可能である。ただし、更新講習を受講する必要がある旨を併記する必要がある。

例）小学校教諭一種免許状（更新講習未受講） 等